[Sフラックス][アサダ株式会社][SDS-005][2024/10/30][1/11]

作成日 1995年 7月 25日 改訂日 2024年 10月 28日

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品の名称 Sフラックス

製品コード : R50332N

会社名: アサダ株式会社

住所 : 愛知県名古屋市北区上飯田西町3-60

担当部門 : 営業本部

電話番号 : 052-911-7165 FAX番号 : 052-914-2062

メールアドレス : sales@asada.co.jp

緊急連絡電話番号 : 052-911-7165

推奨用途 : はんだ付け用フラックス

2. 危険有害性の要約

GHS分類 区分に該当しない、分類できないは省略

重要危険有害性及び影響

悪影響が出る潜在的な特性

物理化学的危険性

金属腐食性物質 : 区分1

健康有害性

急性毒性(経口): 区分4急性毒性(経皮): 区分3皮膚腐食性/刺激性: 区分1眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性: 区分1生殖細胞変異原性: 区分2生殖毒性: 区分2

特定標的臓器毒性(単回ばく露):区分1(呼吸器系、肝臓、膵臓)

: 区分3(気道刺激性)

特定標的臟器毒性(反復ばく露):区分1(肺,肝臓,全身毒性,歯,呼吸器系)

環境有害性

 水生環境急性有害性
 : 区分1

 水生環境慢性有害性
 : 区分1

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル









注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

: 飲み込むと有害(経口)

:皮膚に接触すると有毒(経皮)

: 重篤な眼の損傷

: 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷

: 遺伝性疾患のおそれの疑い

: 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い

: 呼吸器、肝臓、膵臓の障害、気道刺激性

: 長期又は反復ばく露による肺、肝臓、歯、呼吸器系の障害、

全身畫性

: 水生生物に非常に強い毒性

: 長期的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意書き

安全対策 : すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

: 粉じん、ヒュームを吸入しないこと。

: この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。: 個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。

: 呼吸用保護具を着用すること。

:屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。

:眼、皮膚又は衣類に付けないこと。

: 取扱い後はよく手を洗うこと。

:環境への放出を避けること。

:保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

応急処置

吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させ

ること。

: 直ちに医師の手当、診断を受けること。

飲み込んだ場合:口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

: 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。

: コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。

: 直ちに医師の手当、診断を受けること。

: 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合:多量の水と石鹸で洗うこと。

: 直ちに医師の手当、診断を受けること。

衣類にかかった場合: 直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぐこと、取り除くこと。

: 汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。

: ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受

けること。

:漏出物は回収すること。

保管:施錠して保管すること。

: 容器を密閉して換気の良い冷暗所で保管すること。

廃棄

: 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄 物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

:混合物

化学名又は一般名	塩化亜鉛	塩化アンモニウム	塩化水素	界面活性剤	水
化学式	ZnC12	NH4C1	HC1	CaHbOc	H20
慣用名または別名	二塩化亜鉛	アンモニウムクロリ	無水塩酸	-	_
成分及び含有量% (質量比)	35-45	<10	<5	<1	45-55
CASNo.	7646-85-7	12125-02-9		既存化学物質で	7732-18-5
官報公示整理番号 (化審法・安衛法)	(1)-264	(1)-218	(1)-215	あるが企業秘に つき非公開	-

4. 応急措置

吸入した場合: 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい

姿勢で休息させること。

: 直ちに医師に連絡すること。

: 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。

皮膚に付着した場合: 直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、又は取り去る

こと。

: 直ちに医師に連絡すること。皮膚を速やかに洗浄すること。

: 皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。

: 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

: 汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。

眼に入った場合: 直ちに医師に連絡すること。

:水で数分間注意深く洗うこと。

: 次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合

は外すこと。その後も洗浄を続けること。

: 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

飲み込んだ場合: 直ちに医師に連絡すること。

:口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

: 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

急性症状及び遅発性症状の : 肺水腫を起こす。肺水腫の症状は、遅くなって現れる場合

最も重要な徴候症状が多く、安静を保たないと悪化する。

眼、皮膚、気道を刺激する。

吸入した場合: 咳、咽頭通、灼熱感、息苦しさ、息切れ。症状は遅れて

現れることがある。

皮膚に付着 : 痛み、発赤、重度の熱傷。

[Sフラックス][アサダ株式会社][SDS-005][2024/10/30][4/11]

眼に入った場合 飲み込んだ場合 : 痛み、発赤、重度の熱傷。

:腹痛、のどや胸部の灼熱感、咽頭通、吐き気、嘔吐

ショック又は虚脱。

応急措置をする者の保護に必要な

注意事項

: 救助者は、状況に応じて化学防護手袋と防毒マスクなどの

保護具を着用する。

医師に対する特別な注意事項

: 肺水腫の症状は2~3時間経過するまで現れない場合が多く、

安静を保たないと悪化する。

したがって、安静と経過観察が不可欠である。

適切なスプレー剤を直ちに使用することを検討する。

5. 火災時の措置

適切な消化剤

小火災 : 粉末消火剤、二酸化炭素、散水

大火災 : 粉末消火剤、二酸化炭素、耐アルコール性泡消火剤、散水

使ってはならない消化剤 :棒状放水

火災時の特有の危険有害性 : 火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生する

おそれがある。

特有の消火方法 : 危険でなければ火災区域から容器を移動する。移動不可能

な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。

消火活動を行う者の特別な保護具

及び予防措置

: 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、防護服(耐熱性)を

着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置 :保護具及び緊急直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩 区域として隔離する。

: 関係者以外の立ち入りを禁止する。

:作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」 の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を 避ける。

: 適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは 漏洩物に触れてはいけない。

: 風上に留まる。

: 低地から離れる。

環境に対する注意事項 : 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

: 環境中に放出してはならない。

封じ込め及び浄化の方法及び機材 : 危険でなければ漏れを止める。

回収、中和などの浄化の方法及び機材 :漏洩物を掃き集めて空容器に回収する。

二次災害の防止策 : 床面に残るとすべる危険性があるため、こまめに処理する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 : 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、

保護具を着用する。

急所排気・全体換気 : 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体

換気を行う。

安全取扱注意事項: すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。

: 粉じん、ヒュームを吸入しないこと。

:眼、皮膚に付けないこと。

:接触、吸入又は飲み込まないこと。

: この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

: 取扱い後はよく手を洗うこと。

:屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。

接触回避等の : 「10. 安全性及び反応性」を参照。

安全取扱注意事項

衛生対策 : 取扱い後はよく手を洗うこと。

保管

安全な保管条件、技術的対策 : 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な

(適切な保管条件及び避けるべき保管条件) 採光、照明及び換気の設備を設ける。

: 施錠して保管すること。

: 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

混触禁止物質 : 「10. 安全性及び反応性」を参照。

安全な容器包装材料 : 国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

(推奨材料及び不適切材料)

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度 : 設定されていない。

(ばく露限界値、生物学的ばく露指標)

日本産業衛生学会(2023年度版) : $4mg/m^3$ (塩化亜鉛)

: 2ppm (塩化水素)

AGCIH (2009年度版) : TLV-TWA 1mg/m³ (塩化亜鉛)

:TLV-TWA 10mg/m³ STEL 10mg/m³ (塩化アンモニウム)

: TLV-STEL 2ppm (塩化水素)

設備対策 : この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全

: シャワーを設置すること。

: 空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気

を行うこと。

: 高熱工程で粉じん、ヒュームが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度以下に保つために換気装置を設置する。

: 密閉された装置、機器又は局所排気装置を使用しなければ

取扱ってはならない。

: 気中濃度を推奨された管理濃度以下に保つために、工程

の密閉化、局所排気、その他の設備対策を使用する。

保護具

呼吸用保護具: 防護マスク

手の保護具: 適切な保護手袋を着用すること。

:ニトリルゴム及び塩ビは適切な保護材料ではない。

ネオプレンが推奨される。

: 飛沫を浴びる可能性のある時は、全身の化学用保護衣

耐酸スーツ等)を着用する。

眼の保護具 : 適切な眼の保護具を着用すること。

: 化学飛沫用のゴーグル及び適切な顔面保護具を着用すること。

: 安全眼鏡を着用すること。 撥ね飛び又は噴霧によって眼及 び顔面接触が起こりうる時は、包括的な化学スプラッシュ

ゴーグル、及顔面シールドを着用すること。

皮膚及び身体の保護具 : 適切な顔面用の保護具を着用すること。

: 一切の接触を防止するにはネオプレン製の、手袋、エプロ

ン、ブーツ、又は全体スーツ等の不浸透性の防具を適宜

着用すること。

衛生対策 : 取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態

色 : 無色~黄白色 液状

臭い : 特異臭
融点/凝固点 : 0℃以下
沸点又は初留点及び沸騰範囲 : 100℃以上
可燃性 : データなし

爆発下限界及び爆発上限界: 上限データなし/可燃限界: 下限データなし

引火点:なし

自然発火点: データなし分解温度: データなし

p H : 2∼4

動粘性率: データなし溶解度: データなしn-オクタノール/水分配係数 (log 値): データなし燃焼性 (固体、気体): データなし燃焼又は爆発範囲: データなし蒸気圧: データなし密度及び/又は相対密度: 1.3~1.5

10. 安定性及び反応性

化学的安定性 : 空気中で潮解する。

危険有害反応可能性 : 水溶液は中程度の強酸であり塩基と激しく反応する。

避けるべき条件: 熱源、空気、水。

: 塩基、酸化剤、 金属酸化物、繊維素を溶解する。

危険有害な分解生成物:加熱すると分解し、有毒なヒューム(塩化水素、酸化亜鉛)

を生じる。

11. 有害性情報

急性毒性

経口: 塩化亜鉛・塩化アンモニウム 区分4

経皮: 塩化亜鉛: 塩化亜鉛

吸入(粉塵): 分類できない

皮膚腐食性/刺激性 : 塩化亜鉛 区分1 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 塩化亜鉛 区分1

呼吸器感作性又は皮膚感作性

呼吸器感作性: 分類できない皮膚感作性: データなし

生殖細胞変異原性 : 塩化亜鉛 区分2

発がん性: 分類できない

生殖毒性 : 塩化亜鉛 区分2

特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 塩化亜鉛 区分1(呼吸器系、肝臓、膵臓)

:塩化アンモニウム区分3 (気道刺激性):塩化水素区分1 (呼吸器系)

特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 塩化亜鉛 区分1(肺、肝)

: 塩化水素 区分1(歯、呼吸器系)

誤えん有害性 : 分類できない

12. 環境影響情報

生熊毒性

水生環境有害性(急性) : 水生生物に非常に強い毒性 区分1

水生環境有害性(長期間) : 長期的影響により水生生物に非常に強い毒性 区分1

オゾン層への有害性 : 当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されて

いない。

13. 廃棄上の注意

リサイクルに関する情報

廃棄方法

残余廃棄物 : 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従う

こと。

: 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、 もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合には

そこに委託して処理する。

: 廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、

有害性を十分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装 : 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方

自治体の基準に従って適切な処分を行う。

: 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上: IMOの規定に従う。

国連番号 : 3264

品名 : CORROSIVE LIQUID, ACIDIC, INORGANIC, N.O.S.

国連分類 : 8 容器等級 : Ⅲ

海洋汚染物質 : Not applicable

航空 : ICAO/IATAの規定に従う。

国連番号 : 3264

品名 : Corrosive Liquid, Acidic, Inorganic, n.o.s.

国連分類 : 8 容器等級 : Ⅲ

国内規制

陸上: 消防法に従う。

海上:船舶安全法の規定に従う。

国連番号 : 3264

品名 腐食性液体(酸性、無機物)、n.o.s.

国連分類 : 8 容器等級 : Ⅲ : 非該当

航空 : 航空法の規定に従う。

国連番号 : 3264

品名 : 腐食性液体(酸性、無機物)、n.o.s.

国連分類 : 8 容器等級 : Ⅲ

輸送又は輸送手段に関する

特別の安全対策

:輸送に際しては、直接日光を避け、容器の破損、腐食、 漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

: 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。

: 重量物を上積みしない。

:他の危険物や燃えやすい危険物に上積みしない。

:他の危険物のそばに積載しない。

15. 適用法令

特定化学物質の環境への排出量の把握等 : 法第2条第2項

及び管理の改善の促進に関する法律

(化管法) 労働安全衛生法

第1種指定化学物質

施行令第1条別表第1

: 法第2条別表第2

政令番号 第1号

: 法第57条

名称等を表示すべき危険有害物

施行令第18条別表第9

: 法57条の2

名称等を通知すべく有害物

施行令第18条の2別表第9

: 政令番号 第94号、第96号、第98号

: 法第57条の3

リスクアセスメントを実施すべき危険有害物

:特定化学物質障害予防規則第2条第1項第6号

特定化学物質第3類物質

: 労働安全衛生規則第326条 腐食性液体

: 労働安全衛生法に基づくラベル表示

・SDS交付等の義務対象物質(令和7年4月1日施行)

労働基準法 : 法第75条 疾病化学物質

施行規則第35条別表第1の2第4号

航空法 : 施行規則第194条 腐食性物質

: 施行規則第194条の8危険物告示別表第2

積載禁止

船舶安全法 : 危規則第2、3条危険物告示別表第1 腐食性物質

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律:施行令別表第1

有害液体物質(Z類物質)

港則法 大気汚染防止法 : 告示別表2その他の危険物ヌ

腐食性物質 特定物質

: 法第17条第1

施行令第10条の9

有害大気汚染物質

下水道法

: 施行令第1条の2 : 施行令第9条の4

水質基準物質

水質汚濁防止法

: 施行令第3条の3

指定物質

政令第10条

: 法第2条

有害物質

令第2条 排水基準を定める省令第1条

水道法

: 法第4条

水質基準

16. その他の情報

引用文献

- 1) 安全衛生情報センター (オンライン)
- 2) 国際化学物質安全性カード (化学工業日報社)
- 3) 15107の化学商品(化学工業日報社)
- 4) 毒物劇物取扱の手引き (時事通信社)
- 5) GHSの挑戦 (化学工業日報社)

記載内容は、現時点で入手した情報に基いて作成していますが、記載データや評価に関してはいかなる保証をなすものではありません。

注意事項は、通常の取扱いを対象としたもので、特別な取扱いをする場合には用途、用法に適した 安全対策を実施の上、取扱い願います。